



福祉制度をご存じですか？ ～子どものしあわせのために～

■児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

手当の額(平成31年4月～)※8月支払い分～

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人	10,140円を加算	10,130円～5,070円
3人以上	1人につき 6,080円を加算	6,070円～3,040円

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。手当の額(平成31年4月～)※8月支払い分～

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	52,200円
2級(中度)	34,770円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

- ① 医療機関等ごと 1人につき 通院 1,000円/月
 - ② 医療機関等ごと 1人につき 入院 1,200円/日
- ただし、薬局分の医療費については、自己負担額は発生しません。

■母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
☎991-1876(特別児童扶養手当以外)
いきいき福祉課 障がい福祉担当
☎991-1877(特別児童扶養手当)



松伏町社会を明るくする 町民の集いを開催します

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、非行や犯罪のない明るいまちづくりを推進することを目的として開催します。

集いでは、地域社会で善い行いをした青少年に対し、善行者の表彰を行います。また、青少年健全育成をテーマに子どもたちが書いた標語・作文の発表と表彰を行います。

▶日時 7月13日(土)13:30～

▶場所 田園ホール・エローラ
(中央公民館)

- ▶内容 ①表彰…青少年善行者・標語及び作文の優秀作品
②発表…作文の優秀作品
③アトラクション…松伏第二中学校吹奏楽部による演奏会

■主催 松伏町青少年健全育成協議会



昨年の受賞者

問合せ

すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当
☎991-1876



献血にご協力ください

輸血を必要とする患者さんのために、ご協力をお願いします。今回は400ml献血です。

▶日時 7月11日(木)9:30～12:00

▶場所 役場本庁舎 1階ロビー

▶持ち物

献血カード、運転免許証・健康保険証など本人確認できるもの

問合せ 保健センター

☎992-3170

